

## 外形標準課税の対象となる法人様へのお願い

長野県／県税事務所（H31.3）

### 提出書類について

長野県では外形標準課税の対象となる法人につきましては、申告書及び別表（裏面）のほか、申告内容の確認のため以下の書類の御提出をお願いしております。

提出をお願いする書類	備考
・ 貸借対照表 ・ 損益計算書	円単位のもの 地方税法第 72 条の 25 第 8 項により 添付義務があります
・ 販管費及び一般管理費の明細 ・ 製造原価明細書（製造業のみ）	円単位のもの
・ 法人税別表 4 「所得の金額の計算に関する明細書」 ・ 法人税別表 5（1）「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」	連結法人にあつては別表 4 の 2 付表、 別表 5 の 2（1）付表一
・ 収益配分額（報酬給与額・純支払利子・純支払賃借料）の算出 過程を記載した資料	様式は任意（参考様式を長野県公式 HP に掲載しています）

### 申告内容の調査について

長野県では外形標準課税の対象となる法人すべてを対象として申告内容の調査を行っています。  
電話や文書による照会のほか、実際に法人の事務所を訪問し、帳簿等の確認を行う実地調査をお願いすることもございますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

- ※ 外形標準課税の対象となる法人に対する調査は、平成 30 年 4 月から長野県総務部税務課外形標準課税調査班が行っておりますが、申告書等の提出については従来どおり法人の所在地を管轄する県税事務所へ御提出をお願いします。
- ※ 調査は地方税法第 26 条、第 72 条の 7 に定める「質問検査権」に基づき実施しています。実地調査に際してはあらかじめ日程の調整をお電話等でさせていただいております。また、事務所にお伺いする職員は「徴税吏員証」を携帯しています。（二セ県職員にご注意ください。）
- ※ 二以上の都道府県に事務所を置く法人の調査は、原則として本店所在地の都道府県が行います。

申告書、別表及び外形標準課税参考様式等は長野県公式 HP（<https://www.pref.nagano.lg.jp/>）からダウンロードすることができます。（サイト内検索より「法人事業税」とご検索いただくと便利です。）

不明な点がございましたら、管轄県税事務所又は  
長野県庁税務課外形標準課税調査班（直通電話：026-235-7049）まで御連絡ください。

# 外形標準課税に関する計算書、明細書及び添付書類について

裏 面

- ◎ →全ての法人に提出義務のあるもの
- →該当する法人に提出義務のあるもの
- × →提出義務のないもの

申告書（第6号様式）に添付する別表（外形標準課税に関するもののみ記載）

様式番号 (第6号様式)	様 式 名	備 考	提出先都道府県	
			主たる事 務所所在 都道府県	その他の 都道府県
別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	外形標準課税対象法人は必ず作成してください	◎	◎
別表5の2の2	付加価値額に関する計算書	外国事業又は非課税事業に係る計算書（任意様式）を添付してください	○	○
別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書	無償増資・無償減資等により資本金等の額に加減算の対象となる場合はその事実・金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください	○	○
別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	出資関係図及び総資産の帳簿価格に係る計算書（任意様式）を添付してください	○	○
別表5の3	報酬給与額に関する明細書	明細書に準じた書類を併せて提出しても可	◎	×
別表5の3の2	労働者派遣等に関する明細書	明細書に準じた書類を併せて提出しても可	○	×
別表5の4	純支払利子に関する明細書	明細書に準じた書類を併せて提出しても可	◎	×
別表5の5	純支払賃借料に関する明細書	明細書に準じた書類を併せて提出しても可	◎	×
別表5の6	雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書	平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に使用します	○	○
別表5の6の2	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書	平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度に使用します	○	○
別表5の7	平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書	分割都道府県ごと作成します	○	○